

障害者ピアサポート研修の実施について

【はじめに】

- ▶ 障害者ピアサポート研修の実施について（令和2年3月6日付障発0306第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が発出され、都道府県において「障害者ピアサポート」に携わる人材育成の実施が求められました。
- ▶ また、令和3年度の報酬改定により、当該研修修了者を擁する事業所について一定要件のもと、ピアサポート活動の取組を評価する「ピアサポート体制（実施）加算」が新設され、更なる取組の推進が求められているところです。
- ▶ 沖縄県では、令和4年度から「障害者ピアサポート研修」の実施について段階的に取り組むこととして準備を進めております。
- ▶ また実施体制を確保し、効果的な研修を実施するため、沖縄県障害者自立支援協議会 相談支援・人材育成部会の下に「ピアサポートワーキング」を設置し、ピアサポート研修の内容充実だけでなく、実施体制の整備についても意見交換を行っていく予定です。

段階的な障害者ピアサポート研修の実施について

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
基礎研修	→			令和4年度は基礎研修からスタートし、令和5年度に専門研修の実施体制を整備する。令和6年度にはフォローアップ研修の実施体制を整備し、令和6年度までに国要綱で示されている3つの研修全ての実施を目指す。
専門研修		→		
フォローアップ研修			→	

